

令和4年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第3号	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議	議会事務局

発議 第3号

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年3月7日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊藤 誠之

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

2022年2月24日、ロシア政府は国際社会の度重なる要請、警告を無視し、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。この暴挙は、無力の民間人を含め、多くの犠牲者を出し続けており、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、国際秩序の根幹を揺るがしている。

全ての人々は、武力や暴力に頼らない平和な社会で暮らす権利を有する。

ロシア政府の今回の行動は、ウクライナの人々の人権を踏みにじり、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害するとともに、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章にも違反する明白な侵略行為であり、断じて容認できない。

よって、那須塩原市議会は、ロシア政府に対して、その侵略行為を強く非難するとともに、ウクライナに対する軍事行動の即時無条件の中止とウクライナ領土からの完全撤退及び全ての人々の人権が尊重される平和的解決を強く求めるものである。

また、国においては、国際社会と緊密に連携しつつ、あらゆる外交努力を行うとともに、現地在留邦人の安全確保及び国民生活にもたらす影響への対策に万全を期すること及びウクライナ難民の日本国への受入れを行うことを強く望むものである。

以上、決議する。

令和 4年 3月 7日

那須塩原市議会